

表彰規定(案)

第1条 この規定は、神奈川県体操協会(以下「本会」という)に加盟登録し、本会の振興、発展に貢献した者を表彰することに関して定める。

第2条 表彰は次の各賞とする。

- 1、功労賞
- 2、会長賞(優秀選手賞、優秀監督賞)

第3条 功労賞は長年にわたり本会の発展に尽くし著しく功績のあった者に贈る。

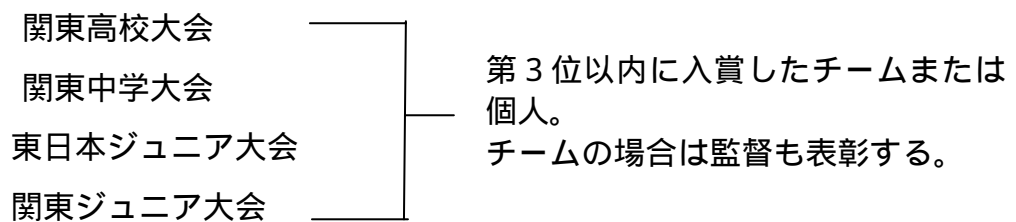
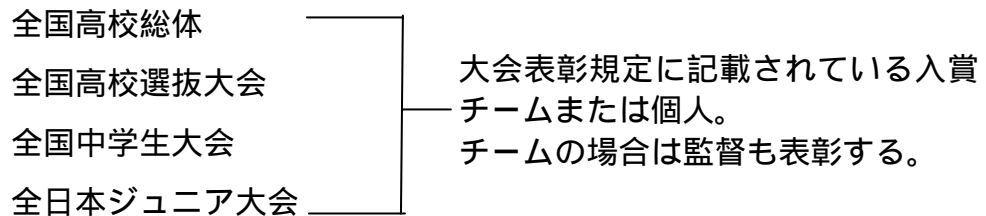
- 2、功労賞は原則として、本会の周年記念の時に贈る。

ただし、特に顕著な功績があった場合は、理事会の承認を経て、特別の賞を贈ることができる。

第4条 会長賞は全国、またはブロック規模の競技会で特に優秀な成績を収めた者に贈る。

表彰対象となる競技会及び成績は以下の通りとする。

国民体育大会(成年、少年)において入賞したチームおよび監督。



第5条 各賞は総務委員会で選考し、理事会の議を経て決める。

第6条 表彰式は、本会主催の競技会または評議員会で行うことを原則とする。

平成16年4月1日 施行
平成20年4月1日 改定
平成21年4月1日 改定